

# コンビニ交付

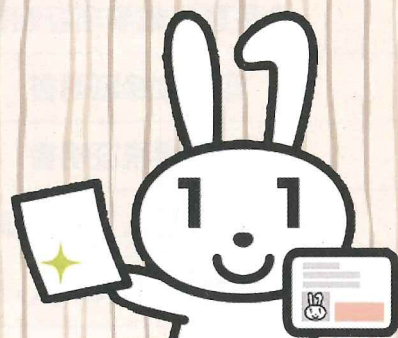
平成30年  
3月1日  
スタート!

## 始めます!

簡単

便利

安心



マイナンバーカード(個人番号カード)を利用してコンビニ等のマルチコピー機(コンビニ端末機)をご自分で操作し、住民票等の証明書が簡単に取得できます。

市役所に行かなくても、お近くのコンビニ等でお昼休みや夜間、さらに休日でもご自分の都合に合わせて取得できます!

※利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードが必要です。

※通知カード・住民基本台帳カード・印鑑登録証では利用できません。



マイナンバーカード

### 発行できる証明書

#### 【洲本市に住民登録している人】

証明書	取得できる人	備考
住民票の写し	本人 又は 同一世帯の人 ※15歳以上	・本人及び同一世帯の現在のものに限り(死亡・転出等の除票を除く) ・「本籍/筆頭者氏名」「世帯主氏名/続柄」の有無が選択できます ※住民票記載事項証明書の「本籍/筆頭者氏名」は都道府県名のみ、 (外国人住民は「国籍/地域」のみ)の記載となります ・マイナンバー・住民票コード・フリガナ・備考の記載は省略されます
住民票記載事項証明書		
印鑑登録証明書	本人	・洲本市で印鑑登録している本人の証明書のみ発行できます
所得課税証明書	本人	・賦課期日(1月1日)に洲本市に住民登録があり、所得情報を把握している方について、最大5年間分を本人のものに限り発行できます ※ただし、税の申告をされていない方など、発行できない場合があります

#### 【洲本市に本籍がある人】

証明書	取得できる人	備考
戸籍全部(個人)事項証明書	本人 又は 同一戸籍の人 ※15歳以上	・除籍・改製原戸籍を除く、現在在籍する戸籍に限り ・現在戸籍の附票に限り
戸籍の附票の写し		

(1)本人及び同一戸籍内の方が戸籍の届出(出生・死亡・婚姻・離婚等)をされた場合、すぐには反映されません。コンビニで証明書を取得できるまで2週間程かかります。

(2)洲本市に本籍があり、洲本市外で住民登録をされている方は、事前にマルチコピー機またはパソコンから利用登録の申請をする必要があります。登録完了まで1週間程かかります。(※注1)

注1 利用者証明用電子証明書やマイナンバーカードの有効期限切れの場合は、新しく情報連携するために再度利用登録申請が必要となります。



## コンビニ交付が利用できる店舗 及び 取扱時間

マルチコピー機（コンビニ端末機）が設置されている、全国のセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクス、イオン等の各店舗で取得できます。

証明書	手数料	利用可能時間
住民票の写し	一通300円	午前6時30分～午後11時 年末年始（12/29から1/3まで）と メンテナンス時（不定期）を除く ※店舗営業時間内
住民票記載事項証明書		
印鑑登録証明書		
所得課税証明書		
戸籍全部（個人）事項証明書	一通450円	平日 午前9時～午後5時 ※土・日・祝・年末年始（12/29から1/3まで）と メンテナンス時（不定期）を除く
戸籍の附票の写し	一通300円	

## ご利用にあたっての注意事項

- 間違えて発行された証明書は、コンビニ等や市役所窓口での交換・返金はできませんのでご了承ください。
- 一通あたり複数枚にわたる証明書の場合でも、ホチキス留めがされません。ページ番号と固有番号が印刷されますので、ご確認の上取り忘れのないようお願いします。なお、分けて使用することはできませんのでご注意ください。
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号を使用します。他人に暗証番号を漏らさないようにしてください。
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号を3回間違えた場合は、コンビニ等での取り扱いができなくなります。  
※再度ご利用するには、市役所業務時間内にご本人が、マイナンバーカード・印鑑・免許証等の身分証明書を持って暗証番号の再設定にお越し下さい。
- 利用者証明用電子証明書やマイナンバーカードが有効期限切れの場合は取扱いできません。
- DV等による支援措置を申出されている方は取扱いできません。
- 住所・氏名など文字数が多い方は取扱いできない場合があります。

その他、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

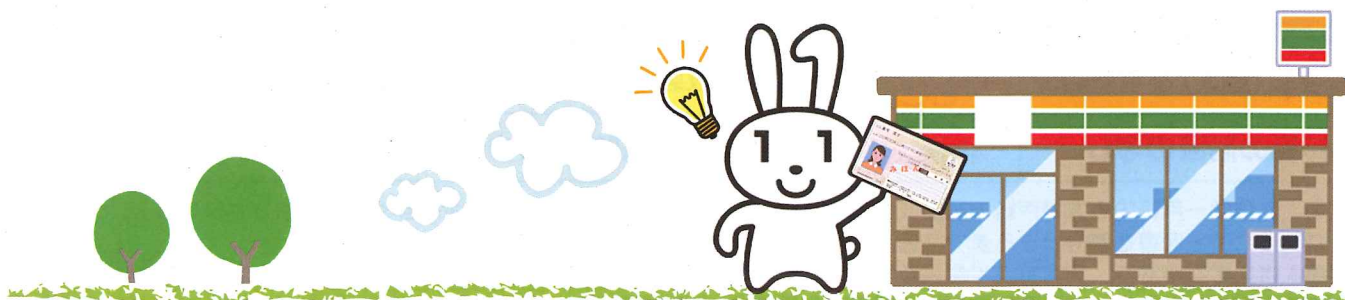
## 問い合わせ先

- 住民票・印鑑証明・戸籍証明について

洲本市役所 市民課 市民係 ☎22-7926（直通）

- 所得課税証明書について

洲本市役所 税務課 市民税係 ☎24-7603（直通）



洲 本 市